

議題

近日、ヘイトスピーチ問題がしばしばメディアで取り沙汰されるようになった。そもそもヘイトスピーチとは、人種・国籍・社会的立場・宗教・LGBTなどの要素をもつ人々に対する、差別的な意識の表れとして生じ、敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称である。日本において、ヘイトスピーチに対する規制については、現行法での対処に限界がある。例えば「在日朝鮮人」など、個人を特定しない形での表現活動については、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪も民法上の不法行為責任も成立しない。

2016年に成立したヘイト・スピーチ対策法では、教育や啓発の体制を整えるなど、差別的言動の解消に向けた取り組みに関する施策について、国に施策の実施する責務を課し、また、地方公共団体には当該施策を実施する努力義務を課すに留まっているため、効果的であるとはいえないのが現状である。ヘイトスピーチを、処罰規定のある対策法で規制すべきか。

【処罰規定】

3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

第1章 表現の自由と公共の福祉

1. 表現の自由、公共の福祉、とは

a. 表現の自由とは？

「表現の自由」は、憲法などで保障される個人の権利（人権）の1つです。現在の日本でも、日本国憲法 21 条 1 項で保障されています。

第二十一条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 1 項が「集会・結社の自由」及び「表現の自由」の保護を、第 2 項が「検閲の禁止禁止」と「通信の秘密」を定めている。

日本国憲法第 3 章に存在する条文の中には 13 条をはじめとして「公共の福祉」による制約を受けることが定められているものがあるが、この第 21 条に関してはその制約は規定されていない。

ただし運用上は、これらの自由もまた他の基本的人権を阻害してはならないと解釈されており、特に表現の自由に関しては、プライバシーの保護、善良風俗の維持（卑猥文書等に関し）などとの衝突をどうするか、ということが議論の対対象となっている。

人権は、もともと国家権力による干渉を排除して個人の自由を守るためのシステムでした。このシステムは「個人主義」を背景に「個人の尊厳」を最高の価値とする思想に根ざしています。「個人の尊厳」とは、個人の人格を不可侵のものとし、個人を相互に尊重する理念です。これは、現在の日本でも採用されている考え方です。

とはいえ、「人権」も無制限に認められるわけではなく「公共の福祉」による制限を受けます。

「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

（日本国憲法 13 条第 2 文）

b.公共の福祉とは？

「国民の権利」（=人権）の制限を正当化する仕組みです。古くは、「公共の福祉」は、個人の人権よりも優先されるべき社会全体の利益を意味するものと考えられていました

(一元的外在制約説)。しかし、この考え方は全体主義的国家観と結びつきやすく「個人の尊厳」を最高の価値とする日本国憲法の考え方には相容れないので廃れました。

その後、「公共の福祉」を、人権相互の矛盾衝突を調整する原理であって、人権に必然的に内在する制約と捉える考え方が主流となりました(一元的内在制約説)。つまり、Aさんの人権とBさんの人権が両立しない時に、どちらか(あるいは両者)の人権を少し制限することで衝突を回避する仕組みが「公共の福祉」であって、人権の制限は他の人権との衝突を回避する場合にのみ正当化されると考えられたのです*1。

■表現の自由を制限している法律

現在の日本にも「表現の自由」を制限する法律が存在します。たとえば、以下のようなものです。

○名誉毀損

不特定多数の人に向けられた表現行為の中で、ある人の名誉を毀損する事実を指摘すると、名誉毀損罪(刑法230条1項)や不法行為(民法709条、723条)の責任を問われます。最近では、元朝日新聞記者が従軍慰安婦報道の記事を捏造と書かれて名誉を毀損されたとして、ジャーナリストや出版社に損害賠償や謝罪広告を求め提訴した事例がありました*4。名誉毀損は、表現の自由と名誉という2つの権利が衝突する典型的な問題です。

○プライバシー権侵害

人には私生活上の事柄をみだりに公開されない権利(プライバシー権)があるとされています。他人のプライバシーを暴露する表現行為は、プライバシー権侵害として不法行為(民法709条)の責任を負ったり、差し止められたりすることがあります。表現の自由とプライバシーの衝突事例としては、「宴のあと」事件や「石に泳ぐ魚」事件が有名です。

○著作権侵害

著作権を侵害する表現行為は、著作権侵害罪(著作権法119条等)や不法行為(民法709条)の責任を問われます。また、著作権を侵害する表現は差止を受けます(著作権法112条)。例えば、漫画作品「ハイスコアガール」の事件は表現の自由と著作権とが衝突した事例です*5。

○わいせつ表現

わいせつな文書、図画等を頒布したり公然と陳列したりする表現行為は犯罪とされています。

す（刑法 175 条）。最近では、漫画家のろくでなし子さんが女性器をスキャンした 3D プリンタ用のデータを頒布したりや女性器をかたどった模型を展示したことが同罪にあたるとして起訴されました*6。表現の自由とわいせつ表現規制は、過去何度も衝突が繰り返されてきている分野です。

○秘密保持

秘密を暴露する表現行為が規制されることもあります。たとえば、弁護士が職務上知った他人の秘密を明らかにすることは犯罪とされています（刑法 134 条）。国家公務員が秘密を漏らした場合にも刑事罰があります（国家公務員法 109 条 12 号）。近時、特定秘密保護法という規制もできました。例えば、尖閣諸島中国漁船衝突映像が YouTube に投稿された事件は、表現の自由と秘密保持義務とが衝突した事例です。

「表現の自由の限界を超える」という意味は、法律によって表現行為が制限されている（もし、まだ制限されていないなら、新たな立法で規制すべき）ということです。

第 2 章 ヘイトスピーチの現状

ヘイトスピーチ

別名：憎悪表現、ヘイト表現

英語：hate speech

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を、過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。

ヘイトスピーチは、多くの場合、人種・国籍・社会的立場・宗教・LGBT などの要素（を持つマイノリティ集団）に対する差別的な意識の表れとして生じる。そして「異分子を排斥せよ」「異分子は出て行け」といった苛烈なメッセージによって表現される。

ヘイトスピーチは必ずしも暴言や罵詈雑言といった言語表現のみを指すものではなく、敵対する対象を貶めたり対象への憎悪感情を煽ったりする表現全般を含む。表現方法（手段や媒体）を問わず、例えばウェブ上の電子掲示板における書き込み、街頭でのビラの配布、デモ活動など、あらゆるパフォーマンスが（内容によっては）ヘイトスピーチに該当し得る。

ヘイトスピーチは、それ自体がすでに暴力的・攻撃的な行為といえるが、憎悪感情が昂じて直接の暴力（対象に危害を加える行為）に結びつくこともある。憎悪や差別意識を動機として行われる犯罪行為は「ヘイトクライム」（憎悪犯罪）と呼ばれる。

ヘイトスピーチは人権侵害に直結する行為であり、あってはならないことであるといえる。しかしヘイトスピーチも言論である以上、これを一律に禁止してしまえば今度は言論の自由が脅かされかねない。そのため、ヘイトスピーチに関する扱いは国などの行政主体によって違いが生じている。西欧諸国などはヘイトスピーチの何たるかを定義した上で法的に禁じている場合も多いが、米国や日本などは特別に法的な規制措置を設けていない。日本においては、もっぱら在日朝鮮人（在日韓国・朝鮮人）がらみの話題においてヘイトスピーチが問題に上る。とりわけ2014年頃にはヘイトスピーチは社会的な問題のひとつとして各メディアでも多く取り沙汰されるようになった。大阪府のなどではヘイトスピーチの禁止措置（ヘイトスピーチ規制条例）の導入を求める活動なども起こっている。

法務省

「これがヘイトスピーチ」 典型例を提示

特定の人種や民族などへの憎悪をおおるヘイトスピーチについて法務省は、公共施設の使用許可の判断基準やヘイトスピーチの典型を例示した文書を、地方自治体に提供している。昨年6月のヘイトスピーチ対策法施行を踏まえた「参考情報」の位置づけで、「ヘイトスピーチ対策プロジェクトチーム」が作成した。法務省人権擁護局は「積極的にヘイトスピーチを解消する取り組みを進めてほしい」と話す。

典型的なヘイトスピーチ

※法務省作成

▽脅迫的言動

「〇〇人は殺せ」

「〇〇人を海に投げ入れろ」

▽著しく侮蔑する言動

特定の国・地域の出身者について「ゴキブリ」などの昆虫、動物、物に例える。このほか、隠語や略語が用いられたり、一部を伏せ字にしたりするケースもある

▽地域社会から排除することを扇動する言動

「〇〇人はこの町から出て行け」

「〇〇人は祖国へ帰れ」

「〇〇人は強制送還すべきだ」

公共施設の使用許可について、地方自治法は「正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と規定している。このため今回の文書は、事前に判明している集会などの内容・実施方法や主催者が過去に行った同種イベントから「諸事情を総合的に勘案して判断する」とした。

不許可とする場合は、表現行為の事前規制となり、表現や集会の自由を保障した憲法との関係が問題になる。このため文書は、不許可とする要件や、自治体側の判断の手続きを公表するよう推奨している。

ヘイトスピーチの典型例としては、「〇〇人は殺せ」などの脅迫的言動や、ゴキブリに例えるなど著しく侮蔑する言動を挙げた。地域社会からの排除を扇動する言動も該当し、「〇〇人は強制送還すべきだ」などの言動を例示。その上で、背景や前後の文脈などの諸事情によって「どのような意味が含まれる言動が考慮する必要がある」としている。

法務省は昨年末、全国の法務局を通じて自治体への文書提供を開始。3日現在で、23都道府県の68自治体に提供したという。【鈴木一生】

ヘイトスピーチ対策法

昨年6月3日施行。正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。ヘイトスピーチを「差別的意識を助長・誘発する目的で、生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加えると告げることや、著しく侮蔑するなどして、地域社会からの排除をあおる差別的言動」と定義。差別解消のための教育や相談体制の整備などを国の責務とし、自治体にも解消に向けた努力義務を課す。憲法が保障する表現の自由に配慮して、罰則や禁止規定はない。

3章 ヘイト・スピーチ対策法

○概要

1 基本理念

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体の責務

- (1) 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。
- (2) 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

3 基本的施策

基本的施策として、国は、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施することとし、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、これらの基本的施策を実施するよう努めることとする。

2016年に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）が公布・施行された。これが、しばしばヘイト・スピーチ対策法と言われる法律である。この法律は、「ヘイト・スピーチ」という言葉を用いずに、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」に対する差別的言動にその対象を限定し（2条）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策について、国に当該施策の実施する責務を課し、また、地方公共団体には当該施策を実施する努力義務を課している（4条）。さらに、同法は基本的施策として、相談体制の整備（5条）、教育の充実等（6条）、啓発活動等（7条）を掲げている。それを受けて、行政は啓発や教育活動を進め、相談体制を整えている。また、地方公共団体はこの法律の趣旨を踏まえ、新たな条例の制定や、既存の条例の運用によって、対策を講じているところもある。

これまでヘイト・スピーチ対策に特化した法律がなかったことから、この法律をヘイト・スピーチ対策の「第一歩」とすると肯定的に評価する人が一定数いる。しかし、本邦外出身者に法律の対象を限定したことや、ヘイト・スピーチの行為者に対する罰則がないことには、法的規制に積極的な立場からも異論があると思われる。また、同法が教育や啓発という権力的でない方法で対策を定めたことについては、肯定的な評価が示されるかもしれないが、そもそも国家が教育や啓発を行うことができるのか、できるとすれば、どのような内容の教育や啓発であるのか、という疑問が残る。

○法的規制の是非

ヘイト・スピーチ対策として、教育や啓発、相談だけでは不十分だと考える人も多い。しかし、現行の民法や刑法で対応できるヘイトスピーチも存在する。個人や特定の集団・団体に対するヘイト・スピーチ等については、刑法の名誉毀損罪、器物損壊罪や、民法の不法行為などによって対処可能な事案も多くある。例えば、在日特権を許さない市民の会（在特会）が京都朝鮮学校に対して行った侮蔑的発言を伴う示威活動について1200万円もの賠償支払いを命じた判決（大阪高判平成26・7・8）は、司法が現行法を最大限に活用している事例である。もっとも、不特定多数の集団を傷つける言動は現行法で犯罪とされていないことから、さらなる法的規制を主張する声は大きいことも事実である。国際条約やヨーロッパ諸国の国内法では、しばしば行為者に対して刑事罰を科することにより、ヘイト・スピーチに厳しく対処しています。

しかしながら、刑事罰を科するような法的規制には慎重であるべきです。そもそも、法律による規制を行えば、ヘイト・スピーチはなくなるのだろうか。もちろん、その行為者に刑事罰が科されるのであれば、一定の抑止効果は見込めるだろう。しかし、確信犯は次々に「犯行」に及ぶだろうし、そうでなくとも、規制を行うことによってヘイト・スピーチの存在は地下に潜るのではないだろうか。この問題で重要なことは、ヘイト・スピーチをなくすこと、そして、その背後にある被害者に対する差別意識や差別感情をなくすことであるはずである。しかし、ヘイト・スピーチに対する法的規制をしたからといって、憲法上の人権を制約する危険を伴うわりには、ヘイト・スピーチの解消、そして差別意識や差別感情の解消には至らない場合も考えられる。（2017 榎）

○法案成立にあたって参院法務委員会の与野党の国会議員の意見

西田昌司議員（自民）

「ご不満の方もおありと思うが、日本国憲法下で、表現の自由という最大の守るべき人権の価値をしっかりと担保した上で、ヘイトスピーチを根絶させるというバランスを考えると、最善の法案ができた。ヘイトスピーチをする方は、ただちに国会が許さない（という意志を示した）。ヘイトスピーチするなどという考えは、直ちに捨てて頂きたい。厳正に対処して、

事実上封じ込める。そういう行政権を行使して頂きたい。訴訟になることも考えられるが、裁判の場で、ヘイトスピーチは許さないという趣旨のもとに、正しい判断をして頂ければ、行政がヘイトスピーチを封じ込める行為が違法とはならず、その結果ヘイトスピーチは事実上日本からはできなくなる。たとえば道路でヘイトスピーチの集会をしようとして警察の指示に従わなかったら道交法違反、抗議をしたら公務執行妨害。大きな音が騒音防止条例。そうして現実に押さえ込んでいけるのではないか。」

矢倉克夫議員（公明）

「まずはヘイトスピーチ、恐怖にかられている方々にしっかり国の意志を示すことを早急にやらなければいけない。」

有田芳生議員（民進）

「現場で体を張って戦ってきた人たちと被害者、長年にわたって取り組んできた研究者の判断が基本に置かれなければならない。「適法に居住する」「本邦外出身者」という定義が含まれたという与党案は、もっとできなかったのかという思いもあるが、現場で戦った人たち、研究者や NGO、そして当事者の思い、それを魂として今回の法に入れていくことだ。公園管理部署も困っている。本当は（ヘイトデモを）認めたくないが、決まりだから認めざるをえない。この法律ができて、そういう集会やデモはだめなんだと毅然と対応できればいいが、もしヘイトスピーチをやったら次はもう貸さないという条件をつけることはできる。あるいはデモが桜本（川崎市の在日コリアンが多く住む地区）の近くを通ろうとするなら、そのコースを認めないという指針となる。裁判になっても、法律に基づいて受けて立つという覚悟を各自自治体にとっていただくための精神的よりどころとして、大いに使って頂ける。また、デモの現場で、警察が差別主義者を守っているという警備のあり方ではいけない。警察庁は近く通達を出す。法務省は、ネットの差別言動の削除が YouTube がなかなか難しいといった問題に、強い態度で出て行く準備もしている。」

仁比聡平議員（共産）

「在日一世の、戦前戦後ずっと苦労を重ねてきたハルモニ（おばあさん）に『日本から出て行け』というヘイトは、人生まるごとの否定。そうした皆さんに罵詈雑言を浴びせて日本社会から排除しようとする。ニタニタ笑うのを警察が守っている。そうした事態が、これまで多くの痛みと戦いともに積み重ねてきた共生そのものを否定することが明らか。その根絶に私たちが何が出来るかが焦点だった。ヘイトスピーチ根絶に向かう立法府の意志が示された。」

○法務省 人権擁護機関

「外国人の人権」をテーマにした啓発（ex.「外国人の人権を尊重しましょう」）に加え、こうしたヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に取り組んでる。法務省は HP で具体的に、特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動の例を提示した。

(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの

（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）

(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの

（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）

(3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

「見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないということを、皆さまに御理解いただき、かつ、他人事ではなく自分自身の問題として捉えていただけるよう活動しています」

活動内容

- (1) 新聞広告による啓発
- (2) ポスター【PDF】・リーフレット【PDF】による啓発※
- (3) 啓発冊子による啓発※
- (4) 交通広告（駅構内広告）による啓発
- (5) インターネット広告による啓発
- (6) スポット映像による啓発（YouTube でご覧になれます。）
- (7) 人権教室等の各種研修における啓発機会の充実
- (8) 相談窓口の周知広報の充実（「人権相談窓口」）

○対策法による効果

在日本大韓民国民団中央本部・企画調整室長 権清志

「在日二世で、福島の子で育ちました。幼い頃から民族差別は当たり前で、「ニンニク臭い」「チョン」「帰れ」…。大学時代にアパートを借りようとすると、「あちらの方は困ります」。こうした差別に怒りや悲しみを感じても、「怖い」と思ったことはなかったのです。

そんな私が初めて恐怖を感じたのは二〇一三年の三月、東京・新大久保でした。二百人近くのヘイトデモがパトカーの赤色灯に先導され、地響きのような音をたててゆっくり近づ



いてくる。「死ね」「出て行け」と叫び、楽しそうに笑う人々が、警察に守られ、道路使用許可を取って白昼堂々と公道を歩いてくる。

それを見た瞬間、「この国で、この同じ路上で、たった九十年前にわれわれの同胞が殺されていたんだ」と思った。生まれて初めて、その場から逃げ出したい恐怖を感じました。足がガクガクするのを必死で抑えました。

昨年、ヘイトスピーチ対策法が成立・施行されましたが、日本社会のヘイトへの向き合い方は逆に後退しているように感じます。小池百合子東京都知事は朝鮮人犠牲者追悼式への追悼文送付を取りやめました。ネット上でもまだまだひどいヘイトがまん延している。ヘイトスピーチは、やがてヘイトクライム（差別犯罪）になり、ジェノサイド（虐殺）につながります。ナチスを見ても分かる。東日本大震災では外国人の犯罪が多発しているというデマが数多く飛び交いました。絵空事でなく「殺される」という恐怖が日々募ります。

在日コリアンは北朝鮮のミサイル発射事件などのたびに攻撃されます。「帰れ」という言葉は私たちが本当に深く傷つけます。なぜ私たちがここに存在するのかという過去を否定し、異なるルーツを持って日本社会で生きようとする人間の、未来への希望を断ち切るからです。

これからは自治体レベルで反ヘイトの条例を制定する動きを進めつつ、現行法には罰則規定を設けるなど、より実効性を持たせたい。最終的には人種や性別、障害の有無など、すべての差別を禁じる人種差別撤廃法を成立させなければと思います。多様な価値観や文化が混在する社会と、人権や尊厳が踏みにじられて、人々が分断された社会。その、どちらがよいのでしょうか。より重層的で、潜在的な可能性のある社会を目指す、それがヘイトを許さないということです。」

弁護士・北村聡子

「法律の施行後、ヘイトデモの数は減りました。発言内容も、白昼堂々「朝鮮人を殺せ」というような、直接的に生命への危害をおおる表現は減りました。その点では一定の抑止効果、啓蒙（けいもう）効果はあったと思います。

しかし、この法律には根本的な不備があるため、抑止効果も一時的なものに終わる可能性があります。まず、ヘイトスピーチを禁止する条項がありません。そのため「〇〇民族」など不特定多数に対するヘイトスピーチに対して刑事・民事ともに責任を問えないという現行法の限界を超えていないのです。

それ以外にも、差別的言動を受ける対象を「本邦外出身者」かつ「適法に居住する者」と限定した点が問題です。「本邦外」とすることでアイヌなど日本にルーツを持つ人たちが漏れてしまいました。「適法」という限定は、難民申請者も含む非正規滞在者への差別は許されるという誤ったメッセージと取られかねない。差別を撤廃する法律に差別の芽があるのはナンセンスというしかありません。

また、差別の中でも「言動」だけを対象としていることも問題です。日本には居住や就職

などの場面で深刻な差別が存在しており、言動だけを対象にするのは不十分です。

ヘイトスピーチを刑事罰の対象とすべきかに関しては、表現の自由との関係から反対する声が学者や弁護士からも聞かれます。表現の自由はもちろん重要ですが、だから法規制はできないという結論で議論を終えることは被害者に泣き寝入りを強いるもの。差別の実態を知れば、何とかしなければいけないと思うはずですが…。この問題への共感の低さが気になります。

日本は国連の人種差別撤廃条約に加入しながらその国内法となる包括的な差別禁止法の整備を長年、怠ってきました。「そこまで深刻な差別はない」というのが政府の説明でした。しかし、今年三月に法務省が発表した調査で、日本に住む外国人の多くが入居や就職の場面などで深刻な差別を受けていることが明らかになっています。もはや政府の理由は通用しません。

差別に苦しんでいる人たちは法律の不備を十分知りつつ、「何もないよりは」と涙をのんでこの法律の成立に賛成しました。その人たちの思いに応えるためにも、国会はより実効性のある法規制に向けて動くべきです。」

社会学者・明戸隆浩

「米バージニア州シャーロットビルで先月、白人至上主義者らと反対派の衝突事件が起きた時、ちょうど米国にいました。そこで感じたのは人種差別に対する日米の温度差です。

米国にはヘイトスピーチを取り締まる法律がありません。言論の自由を大事にしているためです。ヘイトスピーチに関しても、ほぼどんなものでも許されている。しかし同時に、多くの人々が反人種差別のメッセージを出すのです。また公民権法もありますし、暴力に至ればヘイトクライム法も適用される。

日本ではどうか。言論の自由の観点からヘイトスピーチの規制に反対する意見があります。そこは米国と同じですが、では米国と同じぐらい市民社会のレベルで反人種差別のメッセージが出ているかという点、全く弱いと言わざるを得ない。

一番違うのは政治家の対応。米国ではシャーロットビル事件の後、トランプ大統領以外の多くの政治家が明確に差別側を非難しました。一方、日本は？ 昨年の相模原障害者殺傷事件は障害者に対する差別的な犯罪でしたが、そこをはっきり批判できた政治家がどれほどいたか。日本人には、この国には人種差別がないということが強固な前提になっているのではないか。だから、差別事件が起きたときに、反応がワンクッション遅れる。この一歩の遅れが大きい。そして、頭のいい人ほど、この遅れをごまかすために、差別をなかったことにしてしまう。

差別への向き合い方に日米で大きな差がある一方で、差別する側、特にインターネットで拡散される差別的表現は日米で共通性がある。変な話ですが、自国を一番と考える彼らこそがネットによってグローバル化している。今後、差別への対応のポイントはネットだと思えます。ネットは自由な表現の場であるべきだということが信じられてきたわけですが、それ

はもはや神話です。ネットは地下の世界ではなく、もう世の中の真ん中にある。社会的な責任が発生しています。差別禁止のために、政府も関与して責任あるネット社会を構築すべきです。

政府が関与することに疑問を持つ人もいるでしょう。考える足場にすべきなのは「差別をしてはいけない」ということ。その理念の確認です。それなしに規制や罰則だけ増やすべきではない。日本に欠けているのは、まさにこの理念なのです。」

在日コリアン3世、崔江以子（チェカンイジャ）（43）

「数年間ヘイトスピーチに反対する活動の先頭に立ってきたが、野放しだったヘイトスピーチが、しにくい社会になってきた。自治体が私たちの人権侵害を防ぐルールづくりを進めていることは心強い」

4章 海外での取り組み

海外のヘイトスピーチ対策

【欧州におけるヘイトスピーチ対策】

「欧州評議会・コンピュータ・システムを通じて行なわれる人種主義的及び排外主義的性質の行為の犯罪化に関するサイバー犯罪条約の追加議定書」（2006年発効）

表現の自由は、民主的社会の本質的基盤のひとつであり、かつ、民主的社会の前進及びすべての人間の発達にとっての基礎的条件のひとつでもあることを認めた。

一方で、人種主義的及び排外主義的宣伝を流布するためにそのようなコンピュータ・システムが誤用または濫用されるおそれがあることを懸念し、表現の自由と、人種主義的及び排外主義的性質の行為との効果的闘いとの間に適切な均衡を確保する必要性が認識されたことが採択の背景にある。

「欧州委員会の枠組み決定」（2008年）

1条（人種差別排外主義に関する罪）

1項「各国は、以下の意図的な行為が可罰的であることを明らかにするために必要な措置を講じるべきである。

(a)公然と、人種、肌の色、宗教、出自、国籍又は民族によって定義される人々の集団又は当該集団の構成員に対する暴力又は憎悪を扇動すること

【ドイツ】

これらの欧州におけるヘイトスピーチ対策法をうけて、ドイツは国内履行のためにドイツ刑法 130 条が 2011 年 3 月 16 日に改正した。

従来は集団に対する侮辱的・差別的表現を構成要件該当行為としていたが、それにとどまらず、改正では、これに属する個人に対するそれも構成要件に含めることにより、行為客体を拡張するに至った。

「1 国籍、民族、宗教若しくはその民族性によって特定される集団、住民の一部若しくは上記に示した集団に属することを理由に若しくは住民の一部に属することを理由に個人に対して、憎悪をかき立て若しくはこれに対して暴力的若しくは恣意的な措置を求めた者、又は

2 上記に示した集団、住民の一部若しくは上記に示した集団に属することを理由として個人を冒瀆し、悪意で侮蔑し若しくは中傷することにより、他の者の人間の尊厳を害した者は、3 月以上 5 年以下の自由刑に処する。」

【ドイツソーシャル・ネットワーク上のヘイトスピーチ規制】

ドイツ連邦議会は 2017 年 6 月 30 日、法務大臣の提案によるインターネット上のソーシャル・ネットワークで法を貫徹するための法律案を可決、成立させた（10 月 1 日施行）。

- ① ドイツ国内に 200 万人以上の利用者のいるソーシャル・ネットワークの提供者を対象とする
- ② 利用者が簡単にアクセスでき、しかも常に利用できる苦情手続を提供すること
- ③ 利用者の苦情を遅滞なく受け取り、刑法上問題になるのかを検討すること

④ 明らかに刑法上問題になる内容の表現は、苦情を受け入れてから 24 時間以内に削除又はブロックすること

⑤ 苦情に関する決定について、苦情を申し立てた者及び書き込み利用者に理由を説明すること

⑥ 社会ネットワークの運営者は、苦情に関する有効な処理システムを整えず、特に処罰に値する内容の表現を完全または迅速に削除しない場合には、秩序違反法を犯したことになる。苦情処理に関する責任者には最高 500 万ユーロ、企業に対しては最高 5000 万ユーロ（約 61 億円）の料金を科す。

この法律は、Facebook や Twitter などのソーシャル・ネットワークのプラットフォームにおける人種差別表現について削除などを求めることを目的としている。当初 2015 年、ドイツ政府は、Facebook 社や Google 社とヘイトスピーチなどドイツで違法とされる書き込みについて、可能な限り 24 時間以内に削除することで合意した。ヘイトスピーチに気付いた利用者が簡単に業者に報告できる仕組みを確保し、報告を受けた書き込みの大半について、内容を 24 時間以内に確認し、必要があれば速やかに削除する仕組みを構築した。が、この合意に基づくこれらソーシャル・ネットワーク側の対応は必ずしも十分ではなかった。そこで、法律による規制へと舵が切られた。

【イギリス】

公共秩序法および宗教的憎悪法により、皮膚の色、人種、エスニックな出自ないし出身国、国籍、宗教を理由として、憎悪を引き起こすような脅迫的・中傷的・侮辱的発言を行うことが規制されている。

公共秩序法（1986）（Public Order Act 1986）の条文（原文）

Section 5 - Harassment, alarm or distress

(1) A person is guilty of an offence if he—

(a) uses threatening, abusive or insulting words or behaviour, or disorderly behaviour, or

(b)displays any writing, sign or other visible representation which is threatening, abusive or insulting, within the hearing or sight of a person likely to be caused harassment, alarm or distress thereby.

1986 年公共秩序法は、2001 年法定刑の大幅な引き上げが行われた。その結果「正式起訴による有罪判決により 7 年以下の自由刑，罰金刑，又はその併科」か，「陪審によらない有罪判決により，6 ヶ月以下の自由刑，法令の上限以下の罰金刑，又はその併科」に処せられるものとされた（27 条 3 項）。

「Reform Section 5」キャンペーン

Section 5（第 5 条）には insulting という語句がある。侮辱的、無礼なという意味だが侮辱的な言葉や態度で 7 年の自由刑（入獄）が科せられる可能性がある。

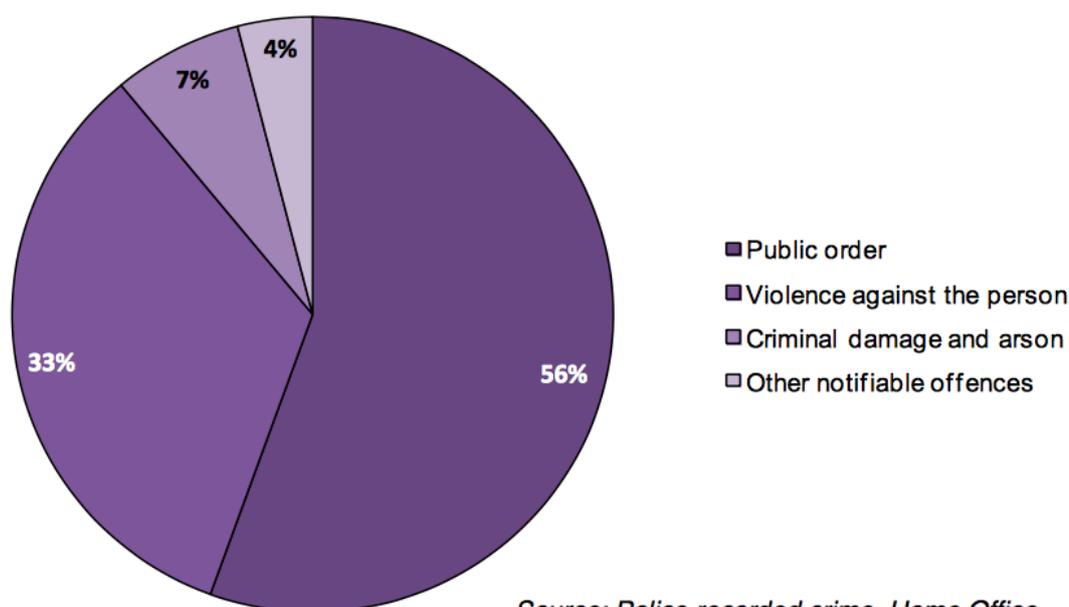
この Section 5 から insulting という語句を取り除こうとするキャンペーンがキリスト教徒やその他の団体、個人、Mr. Bean のコメディで日本でも人気の Rowan Atkinson 等の幅広い人々の運動が 2012 年 5 月に始まった。「Feel Free to Insult Me」を標語とした。

Table 2: Hate crimes recorded by the police by monitored strand, 2011/12 to 2015/16

| Hate crime strand | England and Wales, recorded crime | | | | | % change 2014/15 to 2015/16 |
|------------------------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------------|
| | 2011/12 | 2012/13 | 2013/14 | 2014/15 | 2015/16 | |
| Race | 35,944 | 35,845 | 37,575 | 42,862 | 49,419 | 15 |
| Religion | 1,618 | 1,572 | 2,264 | 3,293 | 4,400 | 34 |
| Sexual orientation | 4,345 | 4,241 | 4,588 | 5,591 | 7,194 | 29 |
| Disability | 1,748 | 1,911 | 2,020 | 2,515 | 3,629 | 44 |
| Transgender | 313 | 364 | 559 | 607 | 858 | 41 |
| Total number of motivating factors | 43,968 | 43,933 | 47,006 | 54,868 | 65,500 | 19 |
| Total number of offences | N/A | 42,255 | 44,577 | 52,465 | 62,518 | 19 |

Source: Police recorded crime, Home Office.
See Bulletin Table 2 for detailed footnotes.

Figure 2.3: Distribution of offences flagged as hate crimes, 2015/16



Source: Police recorded crime, Home Office

(日常的に発生する差別的な罵倒や落書きなどの被害が通報・告発までに至らないケースや、いじめや嫌がらせ、及び反社会的行動による被害との区別がしにくいことなど、問題点や課題も指摘されている。

【アメリカ】

ヘイトスピーチに対する規制を設けていない。1791年に制定されたアメリカ合衆国憲法修正第一条で、連邦議会が制定してはならない法律の一つとして、言論の自由を制限

する法律が 挙げ られている。しかし、この条項を無制限にそのまま自由の意味として捉えるのはかなり一面的である。現実的な角度からみて、「名誉毀損」という概念があるということは、「表現の自由」も無限ではないことがわかる。

その自由が無制限でないことを知らしめた判例を以下に記す。

集団誹謗法（イリノイ州法）

刑法 224a 条

市民、企業又は団体が、販売、宣伝、出版のために、いかなるリトグラフ(印刷物)、映画、戯曲、演劇又は小品も製造、販売若しくは提供すること、又は州内の公共の場所において提示し、若しくは展示することによって、人種、肌の色、信条若しくは宗教を理由にある特定の市民の墮落、犯罪、不純若しくは徳の欠如を描くこと、ある特定の市民を人種、肌の色、信条若しくは宗教を理由に侮辱、嘲笑若しくは中傷にさらせること、又はそれによって治安紊乱や暴動を引き起こすことは、違法である。

Beauharnais 事件

「連邦最高裁で 集団誹謗法の合憲性が 争点となった(12)。この Beauharnais 判決で 問題となった事案は次のようなもので あった。

白人至上主義者であるボハネ(Beauharnais)は、黒人の墮落、不純または徳の欠如と結びつくような印刷物を公共の場所で 展示し、黒人の州市民を侮蔑、嘲笑、中傷にさらした。この印刷物は、シカゴ市長と市議会宛のもので、黒人による白人への嫌がらせ、白人の財産権に対する侵害、白人の住居地区への侵入をやめさせるよう請願するリーフレットであった。これには「百万のシカゴ在住の白人の団結」を呼びかけ、「もし我々白人が 団結しなかった場合、黒人が レイプ、強奪、傷害、銃撃を扇動する」旨の記載があった。そして、このボハネの行為が、イリノイ州刑法 224a 条に違反するとして起訴されたので あった(13)。

判事の言葉

「このような歴史的事実と人種のおよび 宗教的プロパガンダにしはしは 伴うものを前にしたとき、.....人種のおよび 宗教的集団に対する悪質な名誉毀損を抑制するためにイリノイ州議会が 行った手段に正当な理由が なかったとは言えないであろう。[言論及び 出版の]自由の行使には限界がある。人種的または宗教的自尊心に基づいて誤った信念を持つに至った者の威圧的な行動が、他者の自由の行使に

対する平等な権利を奪う目的で、暴力を引き起こしたり、平穏を破壊したりするであろうこのころの危険は、すべての者によく知られている出来事によって強調される。そのように限界を超えて自由を行使した者を、州は適切なやり方で罰することができる(19)。」

【韓国】

2014年には、人種差別に関する国連（UN）の特別報告官、ムタマ・ルテレ氏が韓国における人種差別や外国人排斥の実態について調査。その結果、韓国に対し人種差別を禁止する法律を制定するよう促した。

韓国では2014年当時、顔を黒く塗って黒人の真似をしたパフォーマーがテレビに登場したり、ニュース番組の司会者（ニュースアンカー）と記者の服装姿のチンパンジーが「ディス・アフリカ」というタバコの新ブランドの広告に登場するなど、人種問題に無頓着過ぎる事例が続発。さらに、低賃金かつ未熟練の単純労働のために雇われた移民労働者たちは、はっきり差別されており、調査したルテレ氏は、厳しい労働や生活状況に苦しむ農業・漁業分野の移民労働者の窮状（きゅうじょう）や、移民労働者が韓国人の労働者よりも長時間かつ低賃金労働を強いられているといった実態を強調した（2014年10月6日付フランス通信＝AFP＝など）。

ムンジェイン大統領は、落選した2012年、包括的な差別禁止法を可決すると宣言している。彼が大統領に当選した今年の5月以降、この問題は討議されていませんが今後、問題が大きくなれば具体化に向けて動き出す可能性がある。一方で「これまでのところ、人種差別は韓国社会にとって大きな問題ではない」「韓国は比較的、（民族が）同質であり、米国や欧州諸国のような（人種差別）問題はない」と明言するソウル大学のリー・サンウォン教授（刑法・訴訟手続）と明言する法学者も少なくなく、先行きは不透明である。

日本での嫌韓を込めたヘイトスピーチ

「京都の朝鮮学校の周辺で「ヘイトスピーチ」と呼ばれる差別的表現の街頭宣伝を繰り返していた「在日特権を許さない市民の会」（在特会）などに対して、街宣禁止と約1200万円の賠償を命じる判決があった。

2009年、京都朝鮮第一初級学校に「在日特権を許さない市民の会（在特会）」の人々がやってきてスピーカーであれこれと主張をしていたことは、以前から一部ではニュースになっていた。

事の経緯は、広い土地を持っていない同校が、自分たちの土地でない近隣の公園を運動場代わりにしていたことについて、在特会の人々が憤慨し街宣活動をしながらかち退きを求めたというものだ。近隣の公園を自分たちの運動場代わりに使うことは、過去の経緯がどうあれ弁解しにくいものの、問題となったのは、在特会側が街宣時に発した言葉だった。その時の様子はYoutubeにある通り。例えば、2分54秒あたりでは、「何が子どもじゃ、スパイの子どもやないか、スパイの」と言うなど、かなり口汚い。何も知らない子どもが、「スパイの子ども」呼ばわりされたら、どんな気持ちになるのだろうか。子どもにとってのスパイのイメージは映画やドラマに出てくる007みたいなものかもしれない、と笑い飛ばしてみたいが、実際には彼らのがなり立てる声を聞きながら、泣き出す子どもは少なくなかったという。

これについて朝鮮学校側は、在特会などに学校周辺での街宣活動の禁止と3千万円の損害賠償などを求める訴訟を起こしていた。その判決が13年10月7日に京都地裁でなされ、この街宣活動は人種差別撤廃条約が禁止する「人種差別に該当し違法」であり、在特会側に約1200万円の支払いと、学校周辺での街宣活動の禁止が命じられた、というわけだ。この街宣活動そのものについては威力業務妨害とする最高裁判決がすでに出ていたものの、この判決の特色は、問題となった街宣活動が、人種差別に該当するという理由で禁止された点だ。ヘイトスピーチを禁止する法律は海外には存在するものの、日本には存在しておらず、それゆえに今回の判決はかなり際立ったものとなった。

参考文献

<https://youtu.be/7u3Nr8xyfkk>

(日経ビジネスオンラインより)

・一般財団法人 アジア太平洋人権情報センタードイツにおけるヘイトスピーチ対策

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2017/09/post-29.html>

・日経ビジネスオンライン

ヘイトスピーチは、法律で禁止すべきなのか

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/opinion/20131008/254314/?rt=nocnt&ST=smart>

・ Fitzroy のブログ

<http://blog.livedoor.jp/fitzroys/archives/5515538.html>

日本語訳部分

・ 産経 West

<https://www.sankei.com/west/news/171221/wst1712210008-n1.html>

・ News weekly

<http://newsweekly.com.au/article.php?id=5460>

・ News ダイジェスト

<http://www.news-digest.co.uk/news/news/in-depth/8657-religion-discrimination.html>

論文

・ イギリスのヘイトスピーチ関連法 <http://repository.seinan-gu.ac.jp/bitstream/handle/123456789/1204/lr-n48v1-p97-160-nas.pdf?sequence=1&isAllowed=y>

・ Hate crime, England and wales,2015/16

<http://report-it.org.uk/files/hate-crime-1516-hosb1116.pdf>

・ アメリカにおけるヘイトスピーチ規制論の歴史的文脈

https://www.keiho-u.ac.jp/research/asia-pacific/pdf/review_2014-03.pdf

・ 米国におけるヘイトスピーチ規制の背景

<https://www.senshu-u.ac.jp/School/horitu/publication/hogakuronshu/96/96-enoki.pdf>

法学館憲法研究所 榎透「ヘイト・スピーチ規制の現状と課題——ヘイト・スピーチをなくすために」2017年7月24日

<http://www.jicl.jp/hitokoto/backnumber/20170724.html>

法務省「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」
2018年6月12日取得

<http://www.moj.go.jp/content/001184402.pdf>

HUFFPOST 吉野太一郎「ヘイトスピーチ対策法が成立」2016年5月24日

https://www.huffingtonpost.jp/2016/05/24/hate-speech-law_n_10117236.html

朝日新聞 編集・北野隆一「ヘイトスピーチ対策法、成果と課題と」2017年5月30日

<https://www.asahi.com/articles/ASK5P2CQ4K5PUTIL001.html>

東京新聞 「ヘイトスピーチは今」2017年9月16日

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/culture/hiroba/CK2017091602000215.html>

毎日新聞(2017年)「法務省 「これがヘイトスピーチ」 典型例を提示」

〈<https://mainichi.jp/articles/20170206/k00/00e/040/213000c>〉 2018年6月13日アクセス

NHK NEWSWEB(2016年)「みんなの憲法 ヘイトスピーチと表現の自由 憲法21条」

〈<https://www3.nhk.or.jp/news/special/kenpou70/articles/hatespeech.html>〉 2018年6月13日アクセス

日本国憲法の基礎知識 (2014年)「表現の自由はなぜ大事なの?」 〈<http://kenpou->

[jp.norio-de.com/hyogen/](http://kenpou-jp.norio-de.com/hyogen/)〉 2018年6月10日アクセス

産経WEST(2018年)「ヘイトスピーチに名誉毀損罪を初適用、在特会元幹部を在宅起訴

京都地検」 〈<https://www.sankei.com/west/news/180423/wst1804230090-n1.html>〉 2018年6月3日アクセス